

地方消費税交付金(社会保障財源化)が充てられる社会保障施策に要する経費

若狭町

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられることに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成26年度若狭町一般会計当初予算における社会保障施策関連経費への充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 34,500 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 1,475,668 千円

(単位:千円)

事業区分		平成26年度 当初予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉	障害者福祉 (障害者介護給付費事業等)	420,593	278,194		124	142,275	17,007
	母子福祉 (母子家庭等医療費助成事業)	7,050	3,525			3,525	
	高齢者福祉 (老人保護措置事業)	8,432			1,282	7,150	
	児童福祉 (児童手当事業等)	291,350	219,207		1,288	70,855	
社会保険	国民健康保険事業 (繰出金)	132,056	33,134			98,922	13,186
	後期高齢者医療事業 (繰出金等)	212,987	34,287			178,700	
	介護保険事業 (繰出金)	218,965				218,965	
保健衛生	医療施策 (公衆衛生事業等)	118,032	100			117,932	4,307
	疾病予防対策 (予防接種事業等)	30,054				30,054	
	健康増進対策 (成人保健事業等)	36,149	681		6,922	28,546	
合計		1,475,668	569,128	0	9,616	896,924	34,500

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の平成26年度当初予算額の12分の2に相当する額としています。

※各事業に要する一般財源比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化)を按分して充当しています。